

神奈川県監査委員公表第5号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和元年8月2日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 桐生秀昭
同 松崎淳

1 措置の対象となった監査の結果

平成31年1月4日（神奈川県公報定期第3052号）神奈川県監査委員公表第1号で公表した不適切事項5か所に係る5事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県県西地域県政総合センター	平成30年11月15日（平成30年9月6日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、土地改良財産の目的外使用許可に係る使用料の収入未済2件、22,210円について、平成26年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、平成29年5月に至るまで不納欠損処分を行っておらず、事務手続が著しく遅延していた。	不適切事項については、債権の消滅時効期間を誤解していたことに加え、欠損処理の事務手続についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令等の理解の向上を図るとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県水産技術センター	平成30年10月15日（平成30年8月24日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約2件（単価契約、支払額計110,592円）の締結に当たり、契約書に代金の算出方法や収集運搬代の契約単価を誤って記載していた。	不適切事項については、代金に関する契約条件の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに確認表を作成するとともに、複数の職員による

			確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	----------------------------------

(3) 福祉子どもみらい局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県中央児童相談所	平成30年11月6日（平成30年9月13日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、障害児保護措置費自己負担金9件、59,600円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行しておらず、また、児童保護措置費自己負担金27件、325,170円、障害児保護措置費自己負担金10件、81,400円及び総合リハビリテーションセンター障害児保護措置費自己負担金1件、2,600円について、督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日を指定期限とすべきところ、同規則の規定に反し、9日を経過した日を督促状の指定期限としていた。	不適切事項については、進行管理及び神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、改めて神奈川県財務規則等を確認し制度の理解の向上を図るとともに、各職員の業務状況を職員間で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(4) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県県西土木事務所	平成30年12月5日（平成30年9月12日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、「ロビーチェアほか物品売買契約」ほか1件（契約額計4,687,200円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、検査調書の作成を省略していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則に基づく検査調書作成を失念し、また、所属としての進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令等の理解の向上に努めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 企業庁

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁平塚水	平成30年11月29日（平成30	（不適切事項） 支出事務において、リース車	不適切事項については、私有

道営業所	年 8 月 28 日 職 員調査)	<p>両である公用車の運転中に発生した事故により相手方の車両に与えた損害相当額（修理代）1件、94,651円について、自動車賃貸借契約書に基づきリース会社が締結した任意保険契約が適用されるにもかかわらず、県費で執行し、その後も保険金の請求を行っていなかった。</p>	<p>地における物損事故には任意保険契約は適用されないと誤認していたことによるものであり、当該保険金については、平成30年9月14日に収入済となっている。</p> <p>今後は、このようなことがないように、私有地で発生した自動車事故でも道路上の事故と同様に対応し、保険金の請求漏れがないよう職員に周知することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
------	----------------------	---	---